

鹿児島市耐震改修促進計画

平成30年8月改定

鹿児島市

目 次

序章 計画策定の背景	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象とする建築物	2
4 計画期間	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 鹿児島市の概況	3
2 想定される地震の規模、被害の状況	4
3 建築物の耐震化の現状	8
4 耐震化の目標の設定	9
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組方針	10
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	11
3 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備	12
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	13
5 特定優良賃貸住宅の空き家の活用に関する事項	13
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	14
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	17
2 リフォームに併せた耐震改修の誘導	18
3 住宅の更なる耐震化に向けた普及・啓発	18
4 町内会等との連携に関する事項	18
第4章 耐震診断又は耐震改修の指導等に関する事項	
1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項	19
2 建築基準法による勧告等の実施に関する事項	20
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 関係者、関係機関との連携確保	21
2 計画の見直し	21
資料編	
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律	22
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	31
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	38
4 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧	47
5 昭和56年建築基準法改正の概要	48
6 我が国の主な地震と耐震に関する主要な施策の変遷概要	49
7 鹿児島県の地震被害の履歴等	50

(注) 本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

本計画における用語の定義

○ 法

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成26年 法律第54号） 略称：耐震改修促進法

○ 国の基本方針

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）

○ 県計画

鹿児島県建築物耐震改修促進計画（H19.7策定、H29.12改定）

序章 計画策定の背景

1 計画の目的

昭和43年5月の十勝沖地震及び昭和53年6月の宮城県沖地震における被害を受けて、昭和56年6月に建築基準法の改正が行われ、地震災害から住民の生命を守るための最低限の基準として、「新耐震基準」が示されました。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅をはじめとする多くの建築物の倒壊により、人命及び財産に多くの被害をもたらしましたが、この時倒壊した住宅・建築物の多くは、「新耐震基準」が施行される昭和56年5月以前に建築されたものでした。このため、「新耐震基準」が施行される以前に建てられた建築物の耐震改修を促進することが、防災上の重要な課題として位置づけられるようになり、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されました。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定を遥かに超える巨大な地震・津波により、一度の被害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、本市においても、平成29年7月に鹿児島湾を震源とする震度5強の地震が発生しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

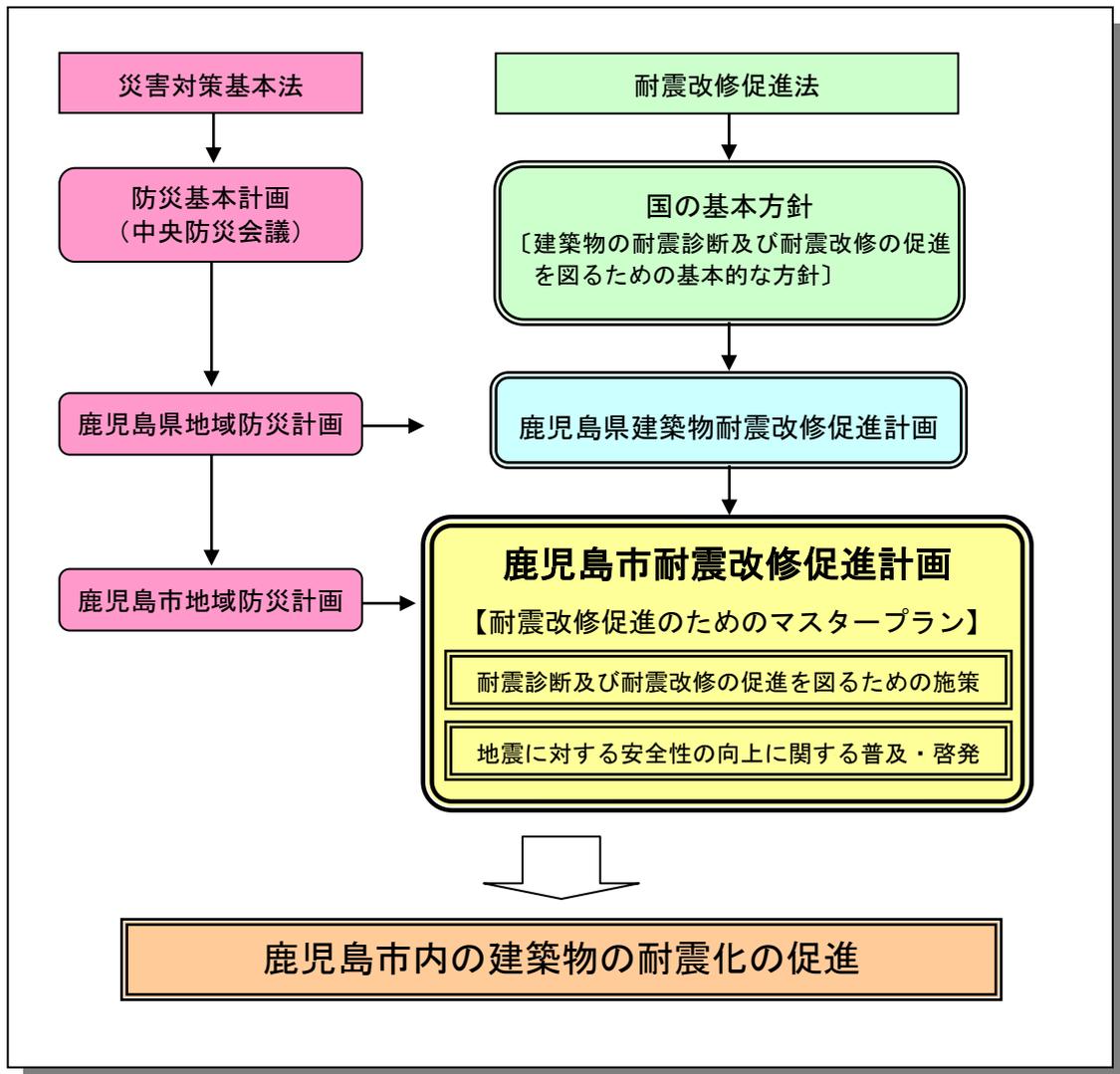
また、想定される地震では、鹿児島湾直下などで大地震が発生した場合、多数の人的被害や建物被害が想定されています。こうした被害を未然に防止するため、建築物の耐震化を推進することが喫緊の課題となっており、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

本計画は、このような認識の下に、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図り、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命及び財産を保護することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年の法改正や法第 4 条に基づく国の基本方針の改正及び県計画を踏まえ、現計画（平成 20 年 4 月策定）を改定するものです。

また、「鹿児島市地域防災計画」等の関連する諸計画との整合性を図りつつ、本市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置付けます。



3 計画の対象とする建築物

本計画は、法第 5 条第 3 項第 1 号に掲げる既存耐震不適格建築物を対象とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 37 年度までとします。